

東浦町家庭保育応援補助制度の創設（予定）について

1 制度概要

保育ニーズが多様化する中、保護者に多様な選択肢を提示するため、2026 年度から、保育所等に通っておらず、家庭内で子育てをする3歳児以上の子どもの保護者の経済的負担を軽減し、安心して希望する子育てができるよう、家庭保育応援補助制度を創設します。

2 対象者

「幼児教育・保育の無償化対象施設^{※1}」や「多様な集団活動事業^{※2}」を利用せず、補助金を申請する年度に4歳、5歳及び6歳になる児童^{※3}を家庭内で保育している者

※1 幼児教育・保育の無償化対象施設

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援事業所、認可外保育施設等

※2 多様な集団活動事業

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業。

子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の一つ。

※3 2026年度においては、2020年4月2日から2023年4月1日までに出生した児童

3 補助金額

児童一人当たり月額20,000円、年6回、奇数月に2ヶ月分を支給

4 その他

- (1) ひがしうら総合子育て支援センターうららんにて、家庭保育応援補助金申請の受付を実施する予定です。
- (2) 保護者には2ヶ月に1度、2ヶ月分の補助金申請をしていただき、利用者支援専門員が申請書の提出時に保護者と子どもへのアンケート等を実施します。親子の近況及び子どもの発達状況を確認するとともに、必要なサービスの案内を行います。
- (3) 令和8年度予算の成立が前提となります。